

**- 審査事務規程の第35次改正 -**

貨物自動車等の追加灯火の審査方法、前輪荷重基準、中古新規検査の審査方法等を改正しました。

自動車検査独立行政法人(略称:自動車検査法人)は、国土交通省が車両総重量3.5tを超える貨物自動車等に追加で備えることができる灯火の取付要件と後退灯の点灯要件、前輪荷重割合の基準、ワンマンバスの構造要件等について細目告示の一部を改正したこと、及び保安基準適合証による中古新規検査の取扱いを明確にすること等から、審査事務規程の一部を改正し、平成18年3月27日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

(1) 追加灯火の要件の新設

追加することができる灯火とその取付要件等の規定の新設

車両総重量が3.5tを超える貨物自動車等に尾灯、制動灯、方向指示器を追加することができること及びその取付位置について規定した。(4-69-3、4-76-3、4-79-3、5-69-3、5-76-3、5-79-3)

追加する後退灯の点灯要件の新設

自動車の側面に追加する後退灯は、後退操作後の低速前進走行時においても点灯してもよいこととした。(4-78-3、5-78-3)

(2) 前輪荷重割合の基準の改正

前輪荷重割合の基準について、側車付二輪自動車を適用除外とした。(4-6-1、5-6-1)

(3) ワンマンバスの構造要件の改正

ワンマンバスの構造要件について審査事務規程の別添として規定した。(4-98-1、5-98-1、別添10)

(4) 中古新規検査の審査方法の改正

保安基準適合証が提出された場合における中古新規検査について、保安基準適合証により審査できる範囲等の取扱いを明確化した。(2-11-1)

(5) その他

審査事務規程の誤りを訂正するため、所要の改正を行った。

審査事務規程の全文は当法人ホームページ (<http://www.navi.go.jp/>)  
審査事務規程 に掲載しています。

お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 8 - 2 住友生命四谷ビル

自動車検査法人本部 業務部業務課

電話 03 - 5363 - 3441 (代表)

03 - 5363 - 3519 (直通)

FAX 03 - 5363 - 3347

E-mail [gyoumuka@navi.go.jp](mailto:gyoumuka@navi.go.jp)

新	旧
<p>2 - 11 - 1 <u>一時抹消登録証明書</u>            法第16条第1項の申請に基づく<u>一時抹消登録</u>を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、<u>一時抹消登録証明書</u>の提示を求め審査するものとする。この場合において、<u>法第94条の5第1項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された一時抹消登録証明書の構造等に関する事項が同一であるときに限り、別表1新規検査及び予備検査の項の実施方法欄2から5までの規定については、同規定に係わらず、提出された保安基準適合証により審査することができるものとする。</u></p>	<p>2 - 11 - 1 <u>抹消登録証明書</u>            法第16条第1項の申請に基づく<u>抹消登録</u>を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、<u>抹消登録証明書</u>の提示を求め審査するものとする。この場合において、<u>有効な保安基準適合証の提出があったときは、提出された保安基準適合証を参考として審査するものとする。</u></p>
<p>3 - 3 6 用途欄            (1) (略)            (2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。なお、次に掲げるような自動車は <u>1 - 3</u> の公共用応急作業自動車として取り扱うものとする。            ~ (略)</p>	<p>3 - 3 6 用途欄            (1) (略)            (2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。なお、次に掲げるような自動車は <u>1 - 3</u> の公共用応急作業自動車として取り扱うものとする。            ~ (略)</p>
<p>4 - 5 軸重等            4 - 5 - 1 テスタ等による審査            (1) ~ (3) (略)            (4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測し又は算出した値(10kg未満は切り捨てるものとする。)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。            この場合において、連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとする。            また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても計測するものとする。            (5)、(6) (略)</p>	<p>4 - 5 軸重等            4 - 5 - 1 テスタ等による審査            (1) ~ (3) (略)            (4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測した値(10kg未満は切り捨てるものとする。)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。            この場合において、連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとする。            また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても各軸ごとに計測するものとする。            (5)、(6) (略)</p>
<p>4 - 6 安定性            4 - 6 - 1 テスタ等による審査            (1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)            空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。</p>	<p>4 - 6 安定性            4 - 6 - 1 テスタ等による審査            (1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、重量計、傾斜角度測定機等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)            空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。</p>

ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。

～ (略)

(2) (略)

(3) (1) の規定は、自動車を左側及び右側に傾けたときに自動車が転覆しない最大の角度(「最大安定傾斜角度」という。4 - 6 - 1において同じ。)を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。

ただし、理事長が指定する自動車にあっては、により計測した値とするものとする。

(略)

傾斜角度計算により算出する場合

(略)

ア 重心高の算出

(ア) (略)

(イ) 自動車の部分ごとの重心位置を既知として算出する場合(モーメント法)

(算式)

$$H = \frac{W_1 \cdot Z_1 + W_2 \cdot Z_2 + W_3 \cdot Z_3 + \dots + W_n \cdot Z_n}{W}$$

ただし

H : 重心高

$W_1$ 、 $W_2$ 、 $W_3$ 、 $\dots$ 、 $W_n$  : 第1～n番目の部分の重量

$Z_1$ 、 $Z_2$ 、 $Z_3$ 、 $\dots$ 、 $Z_n$  : 第1～n番目の部分の重心位置の垂直方向の距離(車軸自動昇降装置付きの自動車については、車軸を上昇させた状態における距離)

W : 設計時の車両重量

イ、ウ (略)

(略)

(4) (略)

4 - 10 速度抑制装置

4 - 10 - 7 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であって、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

～ (略)

(2) (略)

(3) (1) の規定は、自動車を左側及び右側に傾けたときに自動車が転覆しない最大の角度(「最大安定傾斜角度」という。4 - 6 - 1において同じ。)を、次のいずれかにより計測し、又は算出若しくは算定した値で審査するものとする。

ただし、理事長が指定する自動車にあっては、により計測した値とするものとする。

(略)

傾斜角度計算により算出する場合

(略)

ア 重心高の算出

(ア) (略)

(イ) 自動車の部分ごとの重心位置を既知として算出する場合(モーメント法)

$$H = \frac{W_1 \cdot Z_1 + W_2 \cdot Z_2 + W_3 \cdot Z_3 + \dots + W_n \cdot Z_n}{W}$$

ただし

H : 重心高

$W_1$ 、 $W_2$ 、 $W_3$ 、 $\dots$ 、 $W_n$  : 第1～n番目の部分の重量

$Z_1$ 、 $Z_2$ 、 $Z_3$ 、 $\dots$ 、 $Z_n$  : 第1～n番目の部分の重心位置の垂直方向の距離(車軸自動昇降装置付きの自動車については、車軸を上昇させた状態における距離)

W : 設計時の車両重量

イ、ウ (略)

(略)

(4) (略)

4 - 10 速度抑制装置

4 - 10 - 7 - 2 性能要件(書面等による審査)

(1) (略)

(2) 指定自動車等に備えられている速度抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度抑制装置であって、次の基準に適合するものは、(1)の基準に適合するものとする。

(略)

<p>次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。 （図略）</p> <p>（備考） ア 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に<u>表示</u>するものについては直径が 30mm 以上の円とする。 イ、ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置 4 - 18 - 14 - 2 - 2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 、（略） 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する<b>ブザ</b>その他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。 （略）</p> <p>4 - 24 高压ガスの燃料装置 4 - 24 - 1 - 2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、この技術基準への適合性は、「<u>道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）第 98 条第 3 項第 2 号及び第 176 条第 3 項第 2 号イに規定する別途指定する公的試験機関等の指定について</u>」（平成 18 年 2 月 1 日国自技第 229 号の 3）により指定されている財団法人日本自動車研究所が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなものであることを確認することにより行うこととする。（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係） (2) ~ (4)</p> <p>4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4 - 27 - 11 従前規定の適用</p>	<p>次の標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（牽引自動車を除く。）に表示されていること。 （図略）</p> <p>（備考） ア 形状は、車両の後面に表示するものについては直径が 130mm 以上の円、車室内に<u>示</u>するものについては直径が 30mm 以上の円とする。 イ、ウ（略）</p> <p>(3)（略）</p> <p>4 - 18 大型特殊自動車等の制動装置 4 - 18 - 14 - 2 - 2 視認等による審査 制動装置は、次の基準に適合するものでなければならない。 、（略） 空気圧力又は真空圧力により作動する主制動装置は、制動に十分な圧力を蓄積する能力を有するものであり、かつ、圧力の変化により制動効果に支障を来すおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する<b>ブザ</b>その他の装置を備えたものであること。ただし、その圧力が零となった場合においても 4 - 18 - 14 - 2 - 1 (2) の基準に適合する構造を有する主制動装置については、この限りでない。 （略）</p> <p>4 - 24 高压ガスの燃料装置 4 - 24 - 1 - 2 書面等による審査 (1) 圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 100「圧縮水素ガスを燃料とする自動車の燃料装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。この場合において、この技術基準への適合性は、<u>別途国土交通大臣が指定する公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により適合することが明らかなものであることを確認することにより行うこととする。</u>（保安基準第 17 条第 1 項関係、細目告示第 20 条第 3 項関係、細目告示第 98 条第 3 項関係） (2) ~ (4)</p> <p>4 - 27 衝突時の車枠及び車体の保護性能 4 - 27 - 11 従前規定の適用</p>
---	--

<p>(略)</p> <p>4 - 27 - 11 - 1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 27 - 11 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 27 - 11 - 3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 27 - 11 - 4 歩行者保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 30 突入防止装置</p> <p>4 - 30 - 6 従前規定の適用</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>(略)</p> <p>平成9年9月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車及び牽引自動車を除く。)(適用関係告示第17条第3項第1号関係)</p> <p>(略)</p> <p>4 - 34 座席</p> <p>4 - 34 - 9 - 1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席〔またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。)の幼児用座席を除く。〕は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上(非常口付近に設けられる座席にあっては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあっては幅300mm以上、奥行250mm以上)でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であって4 - 36 - 7 - 1(1)に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>~ (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>4 - 46 窓ガラス</p> <p>4 - 46 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 昭和45年5月31日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、4 - 46 - 8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第26条第2項第2号関係)</p>	<p>(略)</p> <p>4 - 27 - 12 - 1 前面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 27 - 12 - 2 オフセット衝突時の乗員保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 27 - 12 - 3 側面衝突時の乗員保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 27 - 12 - 4 歩行者保護性能</p> <p>(略)</p> <p>4 - 30 突入防止装置</p> <p>4 - 30 - 6 従前規定の適用</p> <p>次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。</p> <p>(略)</p> <p>平成9年9月30日以前に製作された貨物の運送の用に供する普通自動車(車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の自動車及び牽引自動車を除く。)(適用関係告示第17条第3項第1号関係)</p> <p>(略)</p> <p>4 - 34 座席</p> <p>4 - 34 - 9 - 1 性能要件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自動車の運転者以外の者の用に供する座席〔またがり式の座席及び専ら幼児の運送を目的とする自動車(以下「幼児専用車」という。)の幼児用座席を除く。〕は、1人につき、大きさが幅380mm以上、奥行400mm以上(非常口付近に設けられる座席にあっては幅380mm以上、奥行250mm以上、次に掲げる座席にあっては幅300mm以上、奥行250mm以上)でなければならない。ただし、旅客自動車運送事業用自動車及び幼児専用車の座席以外の座席であつて4 - 30 - 7 - 1(1)に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えるものにあつては、この限りでない。</p> <p>~ (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>4 - 46 窓ガラス</p> <p>4 - 46 - 4 適用関係の整理</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 昭和45年5月31日以前に製作された自動車(幼児専用車及び旅客自動車運送事業用自動車を除く。)については、4 - 46 - 8(従前規定の適用)の規定を適用する。(適用関係告示第26条第2項第2号号関係)</p>
---	--

(5)～(8) (略)

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件(書面による審査)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

(略)

一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車〔道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第67号)による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。〕であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証(施行規則第36条第9項又は第42条第2項の規定により、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもち、排出ガス検査終了証の提出に替えるときは、国から提示された排出ガス検査終了証に記載すべき事項が記載された書面。以下同じ。)等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

～ (略)

(4)～(13) (略)

4 - 57 走行用前照灯

4 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項及び第2項関係、細目告示第120条第1項関係)

(略)

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯(自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。)にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

(5)～(8) (略)

4 - 56 窒素酸化物排出自動車等の特例

4 - 56 - 1 性能要件(書面による審査)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第12条第1項に規定する窒素酸化物排出自動車及び粒子状物質排出自動車は、次に掲げる窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものでなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 新規検査又は予備検査(法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものを除く。)における(1)又は(2)への適合性については、以下の諸元値又は排出ガス値により判定する。

(略)

一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車〔道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年運輸省令第67号)による改正前の規則第62条の4第1項の規定によりその型式について認定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車を含み、型式指定自動車を除く。以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車等」という。〕であって原動機等の変更及び等価慣性重量の標準値の変更が行われていないものについては、排出ガス検査終了証(施行規則第36条第9項又は第42条第2項の規定により、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもち、排出ガス検査終了証の提出に替えるときは、国から提示された排出ガス検査終了証に記載すべき事項が記載された書面。以下同じ。)等に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値又は諸元表に記載された窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値

～ (略)

(4)～(13) (略)

4 - 57 走行用前照灯

4 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第32条第2項関係、細目告示第42条第1項及び第2項関係、細目告示第120条第1項関係)

(略)

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯(自動車が進行する道路の曲線部をより強く照射することができる走行用前照灯をいう。以下同じ。)にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあつては、前照灯試験機（走行用）を用いて アの各号により自動車を計測したときに、走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 200mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。なお、前照灯試験機を用いて検査することが困難である自動車にあつては、その他の適切な方法により計測したときとする。（細目告示第 120 条第 2 項第 4 号関係）

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係）  
ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。この場合において、後段の規定の適用に当たっては、自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の右側に備える走行用前照灯の右方向にあつては、「200 mm」を「100mm」と読み替える。

（略）

4 - 61 前部霧灯

4 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条第 3 項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係）

～ （略）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10° の平面及び前部霧灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。この場合において、「すべての位置から見通すこ

れらの場合において、前照灯試験機（走行用）を用いて アの各号により計測したときに、走行用前照灯（四灯式にあつては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 200mm（自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であつて地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあつては、100mm）の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 120 条第 2 項第 4 号関係）

4 - 58 すれ違い用前照灯

4 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 42 条第 5 項関係、細目告示第 120 条第 5 項関係）  
ただし、4 - 57 - 2 - 1 後段及び 後段の規定に適合した自動車にあつては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。

（略）

4 - 61 前部霧灯

4 - 61 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 前部霧灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 33 条第 3 項）

この場合において、前部霧灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 121 条第 3 項関係）

～ （略）

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 5° の平面及び下方 5° の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向 10° の平面及び前部霧灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。この場合において、「すべての位置から見通すこ



すことができる」とは、別添9 2.4.の規定により審査したときに、審査の対象となる照明部のうち4 - 61 - 2で規定する部分を見通せることをいう(4 - 61、4 - 63から4 - 67まで、4 - 69から4 - 73まで、4 - 76から4 - 79まで及び4 - 81において同じ。)

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、別添9 2.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること(4 - 61、4 - 63から4 - 67まで、4 - 69から4 - 73まで、4 - 76から4 - 79まで及び4 - 81において同じ。)

~ (略)

(2) (略)

#### 4 - 63 車幅灯

##### 4 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)

~ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 63 - 2(1)〔大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、4 - 63 - 2(1)に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては4 - 63 - 2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては4 - 63 - 2(1)の基準中「内側方向45°」とあるのは「内側方向5°」、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられた側方灯が4 - 63 - 2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては4 - 63 - 2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、4 - 63 - 2(1)に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

とができる」とは、別添9 2.4.の規定により審査したときに、審査の対象となる照明部のすべての部分が見通せることをいう(4 - 61、4 - 63から4 - 67まで、4 - 69から4 - 73まで、4 - 76から4 - 79まで及び4 - 81において同じ。)

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、別添9 2.4.の規定により審査したときに、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること(4 - 61、4 - 63から4 - 67まで、4 - 69から4 - 73まで、4 - 76から4 - 79まで及び4 - 81において同じ。)

~ (略)

(2) (略)

#### 4 - 63 車幅灯

##### 4 - 63 - 3 取付要件(視認等による審査)

(1) 車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第34条第3項関係)

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第45条第2項関係、細目告示第123条第3項関係)

~ (略)

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等4 - 63 - 2(1)〔大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車にあっては、4 - 63 - 2(1)に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上0.75m未満となるように取り付けられている場合にあっては4 - 63 - 2(1)の基準中「下方15°」とあるのは「下方5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員が10人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量3.5t以下のものの前部に取り付けられている側方灯が4 - 63 - 2(1)に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては4 - 63 - 2(1)の基準中「外側方向80°」とあるのは「外側方向45°」とする。〕を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、4 - 63 - 2(1)に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けることができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

4 - 65 前部反射器  
4 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）  
(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係）  
前部反射器は、夜間にその前方 150m の距離から走行用前照灯〔4 - 57 - 2 - 1 の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。4 - 67 及び 4 - 73 において同じ。）をいう。〕で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが 10 cm<sup>2</sup>以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。  
～（略）  
(2)（略）

4 - 66 側方灯  
4 - 66 - 2 性能要件（視認による審査）  
(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 48 条第 1 項関係、細目告示第 126 条第 1 項関係）  
、（略）  
長さ 6 m を超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方 45°の平面及び後方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。  
、（略）  
(2)（略）

4 - 66 - 3 取付要件（視認等による審査）  
(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係）  
この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係）

4 - 65 前部反射器  
4 - 65 - 2 性能要件（視認等による審査）  
(1) 前部反射器は、夜間に自動車の前方にある他の交通に当該自動車の幅を示すことができるものとして、反射光の色、明るさ、反射部の形状等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 1 項関係、細目告示第 125 条第 1 項関係）  
前部反射器は、夜間にその前方 150m の距離から走行用前照灯（4 - 57 - 2 - 1 の走行用前照灯（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものを除く。）4 - 60 及び 4 - 67 において同じ。）をいう。）で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。この場合において、その反射部の大きさが 10 cm<sup>2</sup>以上である前部反射器は、この基準に適合するものとする。  
～（略）  
(2)（略）

4 - 66 側方灯  
4 - 66 - 2 性能要件（視認による審査）  
(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 48 条第 1 項関係、細目告示第 126 条第 1 項関係）  
、（略）  
長さ 6 m を超える普通自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方 45°の平面及び後方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。  
、（略）  
(2)（略）

4 - 66 - 3 取付要件（視認等による審査）  
(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係）  
この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 48 条第 2 項関係、細目告示第 126 条第 3 項関係）

(略)

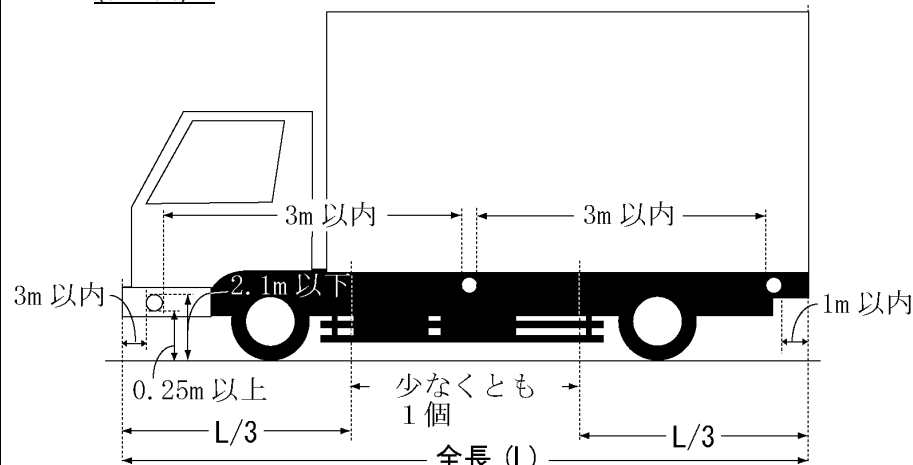
長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

長さ6mを超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の前端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の後端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

長さが6mを超える自動車  
(参考図)



(編注：前後の側方灯の内側が基点となる。)

長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつて

(略)

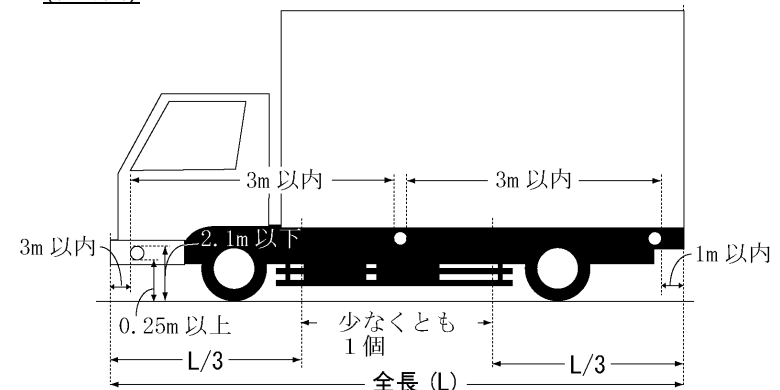
長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる4m以内の位置)となるよう取り付けられていること。

長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ1個の側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるよう取り付けられていること。

長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の前端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けすることができる自動車の後端に近い位置)となるよう取り付けられていること。

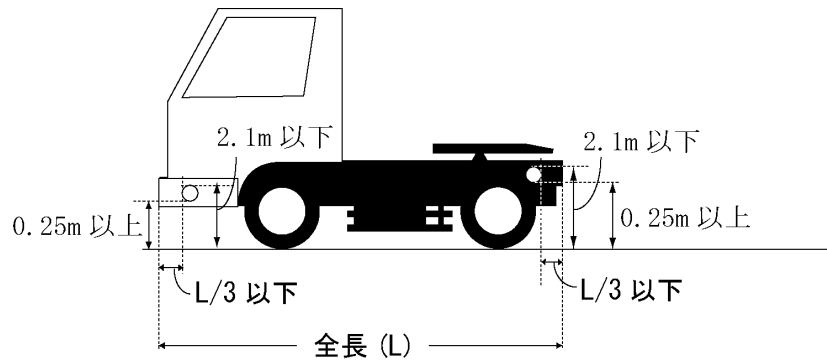
長さが6mを超える自動車  
(参考図)



長さ6m以下の自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、そ

はその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別の用途に使用される自動車に備える側方灯であって、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないものは、取り付けることができる自動車の前端に近い位置）となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置）となるように前部又は後部に取り付けられていること。

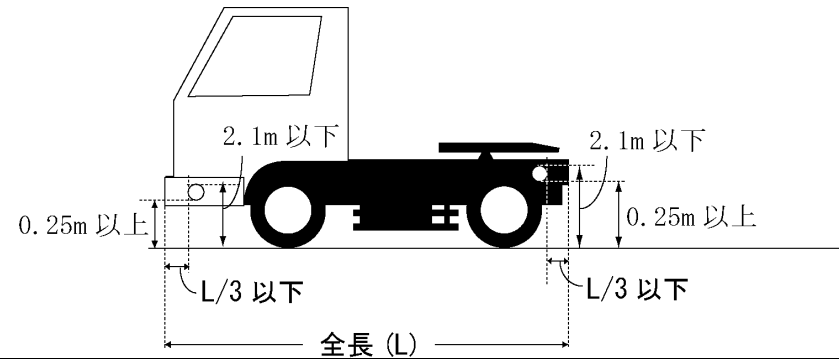
長さが6 m以下の自動車  
(参考図) (略)



の照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

長さ6 m以下の自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものは、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

長さが6 m以下の自動車  
(参考図) (略)



\_\_~\_\_ (略)  
(2) (略)

4 - 67 側方反射器

4 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)

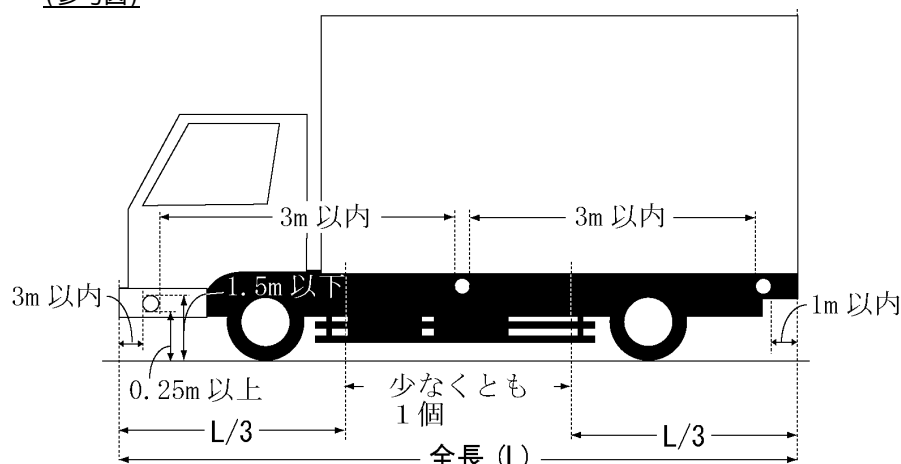
、 (略)

側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 66 - 3 (1) からまでの基準に準じたものであること。

ただし、4 - 66 - 3 (1) の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが 6 m を超える自動車

(参考図)



(編注：前後の速報反射器の内側が基点となる。)

、 (略)

\_\_~\_\_ (略)  
(2) (略)

4 - 67 側方反射器

4 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

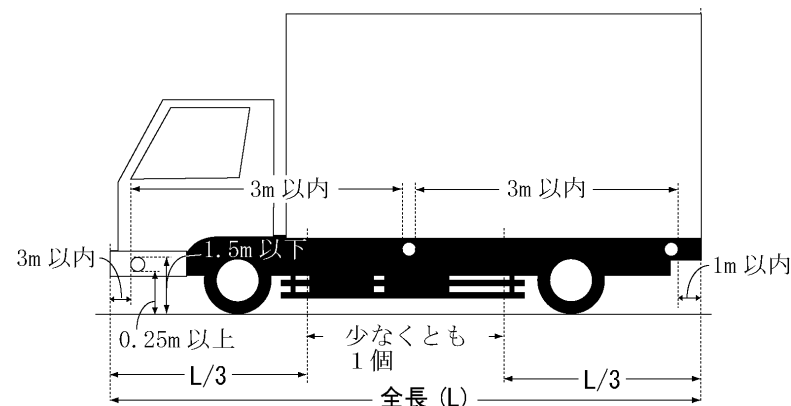
この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)

、 (略)

側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、4 - 66 - 3 (1) からまでの基準に準じたものであること。

長さが 6 m を超える自動車

(参考図)



、 (略)

<p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 尾灯 4 - 69 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略) ~ (略)</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。 この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた尾灯に係る 4 - 69 - 2 (1) の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。 ア 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5m を超える高さの位置に後方に表示するための灯火が備えられていないこと。 イ 自動車の後面の両側に備える尾灯が左右 2 個ずつであること。 ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m 以下 (大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2.1m 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。 エ 後面の両側上部に尾灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>4 - 69 尾灯 4 - 69 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>
<p>4 - 76 制動灯 4 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略)</p> <p>(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。</p>	<p>4 - 76 制動灯 4 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査) (1) (略)</p>

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた制動灯に係る 4 - 76 - 2 (1) の規定の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

イ 自動車の後面の両側に制動灯が左右 2 個ずつであること。

ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m 以下 (大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2.1m 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

エ 後面の両側上部に制動灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

(3) (略)

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、ただし書の後退灯であって の規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。また、ただし書の後退灯であって、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。(保安基準第 40 条第 3 項関係)

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあっては、2 個、3 個又は 4 個

イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

、 (略)

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にあるときのみ点灯する構造であること。また、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にあるときのみ点灯する構造でなければならない。

ただし、4 - 78 - 3 (1) ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯にあっては、操作装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動

(2) (略)

4 - 78 後退灯

4 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、ただし書の後退灯であって の規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。(保安基準第 40 条第 3 項関係)

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって乗員定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。)にあっては、2 個、3 個又は 4 個

イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

、 (略)

後退灯は、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にあるときのみ点灯する構造であること。

ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置(被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置)を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にあるときのみ点灯する構造でなければならない。

車の速度が 10km/h に達するまでの間点灯し続けるものとして点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸（光学測定 の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

～ （略）

(2) （略）

4 - 79 方向指示器

4 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）

(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定にかかわらず、(2) 及び（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る 4 - 79 - 2 (1) の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面の両側に備える方向指示器が左右 2 個ずつであること。

イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m 以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上 2.3 m 以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上 2.1m 以下）であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸（光学測定 の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して 10±5° の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

～ （略）

(2) （略）

4 - 79 方向指示器

4 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）



ウ 後面の両側上部に方向指示器を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

(4) (略)

4 - 79 - 4 適用関係の整理

(1)、(2) (略)

(3) 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車（前項第3号の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）については、4 - 79 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第45条第2項第4号及び第3項第2号関係）

(4)～(10) (略)

4 - 86 停止表示器材

4 - 86 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又は同項の規定に基づく装置型式指定を受けた停止表示器材に準ずる性能を有する停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第144条第2項関係）

(3) (略)

4 - 88 後写鏡

4 - 88 - 5 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) (1)の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。

（参考図）視界の範囲

（参考図）略

（注）1．斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。

2．特殊な自動車（運転者席の高い自動車、幅の広い被牽引自動車を牽引する自動車、除雪装置を備えた自動車等）にあっては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3．円柱の位置は例示である。

(3)～(5) (略)

(3) (略)

4 - 79 - 4 適用関係の整理

(1)、(2) (略)

(3) 昭和35年3月31日以前に製作された牽引自動車と昭和35年3月31日以前に製作された被牽引自動車とを連結した場合における牽引自動車及び被牽引自動車（前項第3号の牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）については、4 - 79 - 7（従前規定の適用）の規定を適用する。（適用関係告示第45条第2項第4号及び第3項第2号関係）

(4)～(10) (略)

4 - 86 停止表示器材

4 - 86 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第144条第2項関係）

(3) (略)

4 - 88 後写鏡

4 - 88 - 5 - 2 性能要件

(1) (略)

(2) (1)の「左外側線附近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できる」とは、平坦な面においた直進状態の自動車の左外側線上運転者席から自動車の後端までに沿って設置された高さ1m、直径30cmの円柱（後車軸より前方に設置した円柱であって、運転者が運転者席において少なくとも一部を直接確認できるものを除く。）の少なくとも一部を確認できることをいう。

（参考図）視界の範囲

（参考図）略

（注）1．斜線部は、左外側線付近の視界の範囲を示す。

2．特殊な自動車（運転者席の高い自動車、幅の広い被けん引車をけん引する自動車、除雪装置を備えた自動車等）にあっては、視界の範囲の確認のため直左確認鏡を併用してもよい。

3．円柱の位置は例示である。

(3)～(5) (略)

4 - 91 速度計等  
4 - 91 - 4 適用関係の整理

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 91 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(細目告示第 148 条第 1 項、第 226 条第 1 項関係)

4 - 91 速度計等  
4 - 91 - 4 適用関係の整理

(1) 昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 91 - 5 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 54 条第 2 項関係)

(2) 平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、4 - 91 - 6 (従前規定の適用) の規定を適用する。(適用関係告示第 54 条第 1 項関係)

4 - 91 - 5 従前規定の適用

昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。(適用関係告示第 54 条第 2 項関係)

4 - 91 - 5 - 1 装備要件

4 - 91 - 6 - 1 に同じ。

4 - 91 - 5 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) 運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

速度が km/h で表示されないもの

照明装置を備えたもの、自発光式のもの若しくは文字板及び指示針に自発光塗料を塗ったもののいずれにも該当しないもの(保安基準第 56 条第 1 項の自動車であって昼間のみ運行するものを除く。)、又は運転者をげん惑させるおそれのあるもの

デジタル式速度計(一定間隔をもって断続的に速度を表示する速度計をいう。以下同じ。)であって、昼間又は夜間のいずれにおいて十分な輝度又はコントラストを有しないもの

速度計が、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にないもの

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上(最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度)において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h (最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度) を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適合しないものとする。

最高速度が 40km/h 以上の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が 31.0km/h から 44.4km/h までの範囲にあるもの

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が 29.1km/h から 44.4km/h までの範囲にあるもの

最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、次の基準に適合するものであること。

ア 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 6) / 11 \quad V_2 \quad (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

イ 二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、計測した速度が次式に適合するものであること。

$$10(V_1 - 8) / 11 \quad V_2 \quad (100 / 90) V_1$$

この場合において、

$V_1$  は、自動車に備える速度計の指示速度（単位 km/h）

$V_2$  は、速度計試験機を用いて計測した速度（単位 km/h）

(3) アナログ式速度計（(4)に規定するデジタル式速度計以外の速度計をいう。）

の指示針の振れは、(2)に掲げる状態において、正負 3 km/h 以下であること。

(4) デジタル式速度計の表示の単位は、2.5km/h 以下とする。ただし、25km/h 未満の速度を示す場合にあっては、この限りでない。

(5) 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗つたものであって、運転者をげん感させないものであること。

(6) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

指定自動車等に備えられている速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた速度計と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた速度計

#### 4 - 91 - 5 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（細目告示第 148 条第 1 項、第 226 条第 1 項関係）

##### 4 - 91 - 5 - 1 装備要件

（略）

##### 4 - 91 - 5 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) （略）

(2) 速度計の指度は、平坦な舗装路面での走行時において、自動車の速度を下回らず、かつ、著しい誤差のないものでなければならない。この場合において、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないも

#### 4 - 91 - 6 従前規定の適用

平成 18 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、次の基準に適合する構造とすることができる。（適用関係告示第 54 条第 1 項関係）

##### 4 - 91 - 6 - 1 装備要件

（略）

##### 4 - 91 - 6 - 2 性能要件

速度計は、次の各号の基準に適合するものであること。

(1) （略）

(2) 速度計の指度の誤差は、平坦な舗装路面で速度 35km/h 以上（最高速度が 35km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）において、正 15%、負 10% 以下であること。この場合において、自動車の速度計が 40km/h（最高速度が 40km/h 未満の自動車にあっては、その最高速度）を指示した時の運転者の合図によって速度計試験機を用いて計測した速度が次に掲げる基準に適合しないものは、この基準に適

のは、速度計の指度の基準に適合しないものとする。

、 (略)

(3) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

、 (略)

4 - 92 消火器

4 - 92 - 4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、4 - 92 - 6 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。(適用関係告示第55条第2項関係)

4 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

4 - 98 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2から4 - 93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第50条関係、細目告示第77条第1項関係、細目告示第155条第1項関係)

~ (略)

(2) (略)

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。以下「ワンマンバス」という。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、別添10「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

合しないものとする。

、 (略)

(3) アナログ式速度計(4)に規定するデジタル式速度計以外の速度計をいう。)の指示針の振れは、(2)に掲げる状態において、正負3km/h以下であること。

(4) デジタル式速度計の表示の単位は、2.5km/h以下とする。ただし、20km/h未満の速度を示す場合にあっては、この限りでない。

(5) 速度計は、照明装置を備えたもの、自発光式のもの又は文字板及び指示針に自発光塗料を塗つたものであって、運転者をげん感させないものであること。

(6) 次に掲げる速度計であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。

、 (略)

4 - 92 消火器

4 - 92 - 4 適用関係の整理

(1) (略)

(2) 昭和48年11月30日以前に製作された自動車であって、アルキルアルミニウム類を運送するものについては、4 - 92 - 5 (従前規定の適用 ) の規定を適用する。(適用関係告示第55条第2項関係)

4 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

4 - 98 - 1 性能要件(視認等による審査)

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、4 - 2から4 - 93までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添91「連接バスの構造要件」及び細目告示別添92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。この場合において旅客自動車運送事業用自動車が、その構造装置の変更を伴うことなく旅客自動車運送事業の用に供しなくなったものについては、保安基準に適合しなくなるおそれはないものとする。(保安基準第50条関係、細目告示第77条第1項関係、細目告示第155条第1項関係)

~ (略)

(2) (略)

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、 、 及び の基準)に適合しなければならない。(細目告示第77条第3項関係、細目告示第155条第3項関係)

<p>(4) (略)</p> <p>4 - 103 最大積載量</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、          高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積〔タンクの容積が1000以下にあっては10、タンクの容積が1000を超え5000以下にあっては50(末尾が50以上100未満の場合は50とする。)及びタンクの容積が5000を超えるものは100未満は切り捨てる(以下(6)及び(9)において同じ。)ものとする。〕に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値〔0.9(真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75)から1.0までの数値を乗ずることができる。〕を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。(6)から(9)までにおいて同じ。)として用いるものとする。</p> <p>なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次により当該タンクの容積の近似計算により算出する(以下(6)、(7)及び(9)において同じ。)ものとする。(細目告示第81条第2項第4号関係、細目告示第159条第2項第4号関係)</p> <p>、 (略)</p>	<p><u>乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、かつ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあっては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。</u></p> <p><u>乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。</u></p> <p><u>乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から200mmの位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に近接した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。</u></p> <p><u>運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができ鏡その他の装置を備えたものであること。</u></p> <p><u>運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイクホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。</u></p> <p><u>客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>4 - 103 最大積載量</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、          高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積〔タンクの容積が1000以下にあっては10、タンクの容積が1000を超え5000以下にあっては50(末尾が50以上100未満の場合は50とする。)及びタンクの容積が5000を超えるものは100未満は切り捨てる(以下(6)及び(9)において同じ。)ものとする。〕に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9から1.0までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg未満は切り捨てるものとする。以下(6)から(9)までにおいて同じ。)として用いるものとする。</p> <p>なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次により当該タンクの容積の近似計算により算出する(以下(6)、(7)及び(9)において同じ。)ものとする。(細目告示第81条第2項第4号関係、細目告示第159条第2項第4号関係)</p> <p>、 (略)</p>
--	---

( 比重表 ( 例 )) ( 略 )

(6) ~ (11) ( 略 )

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

~ ( 略 )

細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」( 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 54「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」) に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア ~ エ ( 略 )

オ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の尾灯については、平成 18 年国土交通省告示第 381 号による改正前の基準の 4 . 12 . 3 . の規定に適合するものであればよい。

カ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の制動灯については、平成 18 年国土交通省告示第 381 号による改正前の基準の 4 . 9 . 3 . 1 . の規定に適合するものであればよい。

キ 平成 23 年 12 月 31 日以前に製作された自動車の方向指示器については、平成 18 年国土交通省告示第 381 号による改正前の基準 4 . 6 . 4 . 2 . の規定に適合するものであればよい。

( 細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、適用関係告示第 30 条第 5 項、適用関係告示第 31 条第 2 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、適用関係告示第 33 条第 3 項、適用関係告示第 35 条第 6 項、適用関係告示第 36 条第 3 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、適用関係告示第 38 条第 5 項、適用関係告示第 39 条第 5 項、適用関係告示第 40 条第 2 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、適用関係告示第 43 条第 3 項、適用関係告示第 44 条第 5 項、適用関係告示第 44 条第 6 項、適用関係告示第 44 条第 7 項、適用関係告示第 44 条第 8 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項関係 )

~ 46 ( 略 )

( 比重表 ( 例 )) ( 略 )

(6) ~ (11) ( 略 )

4 - 105 指定自動車等

指定自動車等は、4 - 11 から 4 - 104 までの基準によるほか、書面その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

~ ( 略 )

細目告示別添 52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」( 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては細目告示別添 54「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」) に定める基準。

ただし、次に掲げる自動車に備える灯火については、それぞれに掲げる規定による。

ア ~ エ ( 略 )

( 細目告示第 42 条第 3 項、第 6 項及び第 7 項関係、細目告示第 43 条第 2 項関係、細目告示第 44 条第 2 項関係、細目告示第 45 条第 2 項関係、細目告示第 46 条第 2 項関係、細目告示第 47 条第 2 項関係、細目告示第 48 条第 2 項及び第 4 項関係、細目告示第 49 条第 2 項関係、細目告示第 50 条第 2 項関係、細目告示第 51 条第 2 項関係、細目告示第 52 条第 2 項関係、細目告示第 53 条第 2 項関係、細目告示第 54 条第 2 項関係、細目告示第 55 条第 2 項関係、細目告示第 56 条第 2 項関係、細目告示第 57 条第 2 項関係、細目告示第 58 条第 2 項関係、細目告示第 59 条第 3 項関係、細目告示第 60 条第 2 項関係、細目告示第 61 条第 2 項、適用関係告示第 29 条第 4 項、適用関係告示第 30 条第 5 項、適用関係告示第 31 条第 2 項、適用関係告示第 32 条第 4 項、適用関係告示第 33 条第 3 項、適用関係告示第 35 条第 6 項、適用関係告示第 36 条第 3 項、適用関係告示第 37 条第 5 項、適用関係告示第 38 条第 5 項、適用関係告示第 39 条第 5 項、適用関係告示第 40 条第 2 項、適用関係告示第 42 条第 5 項、適用関係告示第 43 条第 3 項、適用関係告示第 44 条第 5 項、適用関係告示第 44 条第 6 項、適用関係告示第 44 条第 7 項、適用関係告示第 44 条第 8 項、適用関係告示第 45 条第 8 項、適用関係告示第 46 条第 3 項、適用関係告示第 47 条第 5 項関係 )

~ 46 ( 略 )

5 - 5 軸重等

5 - 5 - 1 テスタ等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測し又は算出した値(10kg未滿は切り捨てるものとする。)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

この場合において、連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても計測するものとする。

(5)、(6) (略)

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第164条関係)

空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。  
ただし、側車付二輪自動車にあっては、この限りでない。

~ (略)

(2) (略)

5 - 24 高圧ガスの燃料装置

5 - 24 - 1 - 1 視認等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものでなければならない。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第176条第4項関係)

、 (略)

2 - 14 - 1 ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる燃料装置であって、4 - 24 - 1 - 2 (4)の規定によるもの

5 - 5 軸重等

5 - 5 - 1 テスタ等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 空車状態の自動車の軸重は、重量計等を用いて各軸ごとに計測した値(10kg未滿は切り捨てるものとする。)とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

この場合において、連結部移動装置付牽引自動車にあっては、最大の第五輪荷重が算定される連結部の位置において計測するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあっては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても各軸ごとに計測するものとする。

(5)、(6) (略)

5 - 6 安定性

5 - 6 - 1 テスタ等による審査

(1) 自動車は、安定した走行を確保できるものとして、安定性に関し、視認その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合しなければならない。(保安基準第5条関係、細目告示第8条関係、細目告示第86条関係)

空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の20%(三輪自動車にあっては18%)以上であること。

~ (略)

(2) (略)

5 - 24 高圧ガスの燃料装置

5 - 24 - 1 - 1 視認等による審査

(1) ~ (3) (略)

(4) 圧縮水素ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員11人以上の自動車、車両総重量が2.8トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)のガス容器、ガス配管その他の水素ガスの流路にある部品又は装置は、当該自動車が衝突、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ないものでなければならない。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第17条第3項関係、細目告示第176条第4項関係)

、 (略)

2 - 14 - 1 ただし書きの規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認められる燃料装置であって、4 - 24 - 1 - 2 (4)の規定によるもの

5 - 24 - 1 - 2 書面等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第98条第3項第2号及び第176条第3項第2号イに規定する別途指定する公的試験機関等の指定について」（平成18年2月1日国自技第229号の3）により指定されている財団法人日本自動車研究所が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の から までの基準に適合することが明らかであるものはこの規定に適合するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）

～ （略）

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第2項関係）

、 （略）

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの

ア～エ （略）

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

（例）角部の高さ及び間隔の例

（図 略）

(4)～(9) （略）

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

、 （略）

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。

この場合において、二輪自動車、側車付二輪自動車、除雪、土木作業その他特別

5 - 24 - 1 - 2 書面等による審査

圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の燃料装置は、爆発等のおそれのないものとして強度、構造、取付方法等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、別途国土交通大臣指定する公的試験機関等が実施した試験等の結果を記載した書面により、次の から までの基準に適合することが明らかであるものはこの規定に適合するものとする。（保安基準第17条第1項関係、細目告示第176条第3項関係）

～ （略）

5 - 26 車枠及び車体

5 - 26 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）

(3) 次に該当する車枠及び車体は、(2)の基準に適合するものとする。（細目告示第178条第2項関係）

、 （略）

専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量2.8t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるものを除く。）であって、次の規定に適合するもの

ア～エ （略）

オ エア・スポイラは、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により車体に確実に取り付けられている構造であること。

（例）角度の高さ及び間隔の例

（図 略）

(4)～(9) 略

5 - 57 走行用前照灯

5 - 57 - 2 - 1 テスタ等による審査

走行用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認できるものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第32条第2項関係）

、 （略）

走行用前照灯の照射光線は、自動車の進行方向を正射するものであること。ただし、曲線道路用配光可変型走行用前照灯にあっては、その照射光線は、直進姿勢において自動車の進行方向を正射するものであればよい。これらの場合において、前照灯試験機（走行用）を用いて アの各号により計測したときに、走行用前照灯



な用途に使用される自動車であって地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未滿の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、前照灯試験機（走行用）を用いてアの各号により自動車を計測したときに、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 200mm の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。なお、前照灯試験機を用いて検査することが困難である自動車にあっては、その他の適切な方法により計測したときとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 4 号関係）

5 - 58 すれ違い用前照灯

5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係）

ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段及び後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。この場合において、後段の規定の適用に当たっては、自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長が指定するもの、最高速度 35km/h 未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の右側に備える走行用前照灯の右方向にあっては、「200 mm」を「100mm」と読み替える。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係）

（略）

5 - 63 車幅灯

5 - 63 - 3 取付要件（視認等による審査）

（1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 34 条第 3 項関係）

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 201 条第 3 項関係）

～（略）

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 63 - 2（1）〔大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、5 - 63 - 2（1）に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未滿となるように取り付けられている場合にあっては 5 - 63 - 2（1）の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」、被牽引自動車に取り付けられている場合にあっては 5 - 63 - 2（1）の基準中「内側方向 45°」とある

（四灯式にあっては、主走行ビーム）の最高光度点が、前方 10m の位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含み、かつ、車両中心線と平行な鉛直面より左右にそれぞれ 200mm（自動車（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車であって地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未滿の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、昭和 35 年 9 月 30 日以前に製作された自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）の右側に備えられる走行用前照灯の右方向にあっては、100mm）の鉛直面の範囲内にあるものは、この基準に適合するものとする。（細目告示第 198 条第 2 項第 4 号関係）

5 - 58 すれ違い用前照灯

5 - 58 - 2 - 1 テスタ等による審査

すれ違い用前照灯は、夜間に自動車の前方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の明るさ等に関し、テスタ等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 32 条第 5 項関係）

ただし、5 - 57 - 2 - 1 後段及び後段の規定に適合した自動車にあっては、当分の間、視認等その他適切な方法により審査すればよい。（保安基準第 32 条第 5 項関係、細目告示第 198 条第 5 項関係）

（略）

5 - 63 車幅灯

5 - 63 - 3 取付要件（視認等による審査）

（1）車幅灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。（保安基準第 34 条第 3 項関係）

この場合において、車幅灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 201 条第 3 項関係）

～（略）

車幅灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等 5 - 63 - 2（1）〔大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車にあっては、5 - 63 - 2（1）に係る部分を除く。〕に掲げる性能〔車幅灯の照明部の上縁の高さが地上 0.75m 未滿となるように取り付けられている場合にあっては 5 - 63 - 2（1）の基準中「下方 15°」とあるのは「下方 5°」とし、専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを

のは「内側方向 5°」を有する自動車（二輪自動車、側付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられた側方灯が 5 - 63 - 2 (1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 5 - 63 - 2 (1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。】を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5 - 63 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるように取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

(2) (略)

#### 5 - 66 側方灯

##### 5 - 66 - 2 性能要件（視認による審査）

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 204 条第 1 項関係）

、 (略)

長さ 6m を超える自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向 45°の平面及び後方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

、 (略)

(2) (略)

##### 5 - 66 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 204 条第 3 項関係）

、 (略)

長さ 6m を超える自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が 3m 以内（除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が 3m 以内に取り付けることができないものあっては、取り付けすることができる 4m 以内の位置）となるよう取り付けられていること。

長さ 6m を超える自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ 1 個の側方

有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）であって乗車定員が 10 人未満のもの又は貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t 以下のものの前部に取り付けられている側方灯が 5 - 63 - 2 (1) に規定する性能を補完する性能を有する場合にあっては 5 - 63 - 2 (1) の基準中「外側方向 80°」とあるのは「外側方向 45°」とする。】を損なわないように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、5 - 63 - 2 (1) に規定する範囲において、すべての位置から見通すことができるよう取り付けができない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

#### 5 - 66 側方灯

##### 5 - 66 - 2 性能要件（視認による審査）

(1) 側方灯は、夜間に自動車の側方にある他の交通に当該自動車の長さを示すことができ、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 2 項関係、細目告示第 204 条第 1 項関係）

、 (略)

長さ 6m を超える普通自動車に備える側方灯の照明部は、側方灯の中心を通り自動車の進行方向に平行な水平線を含む、水平面より上方 10°の平面及び下方 10°の平面並びに側方灯の中心を含む、自動車の進行方向に直交する鉛直面より側方灯の前方向 45°の平面及び後方向 45°の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるものであること。

、 (略)

(2) (略)

##### 5 - 66 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1) 側方灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するよう取り付けられなければならない。（保安基準第 35 条の 2 第 3 項関係）

この場合において、側方灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。（細目告示第 204 条第 3 項関係）

、 (略)

長さ 6m を超える普通自動車に備える側方灯は、その照明部の間隔が 3m 以内（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上側方灯の照明部の間隔が 3m 以内に取り付けることができないものあっては、取り付けすることができる 4m 以内の位置）となるよう取り付けられていること。

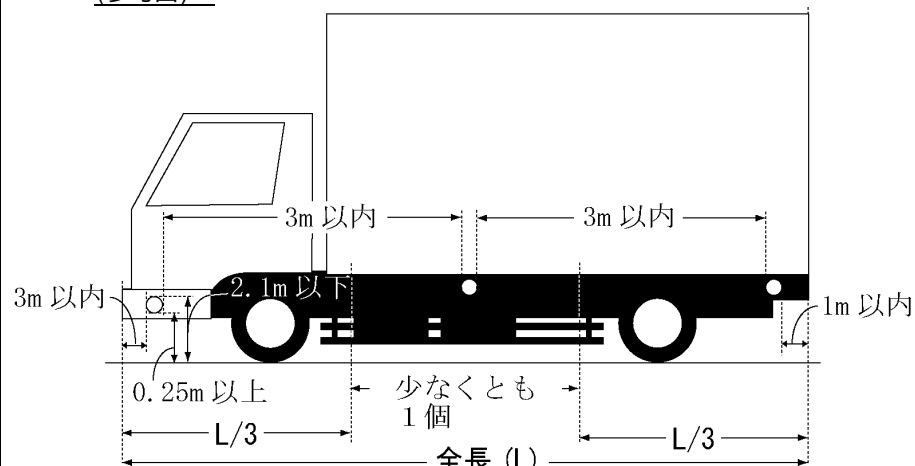
長さ 6m を超える普通自動車に備える側方灯は、少なくとも左右それぞれ 1 個の

灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。

長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。

長さ6mを超える自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。

長さが6mを超える自動車  
(参考図)



(編注：前後の側方灯の内側が基点となる。)

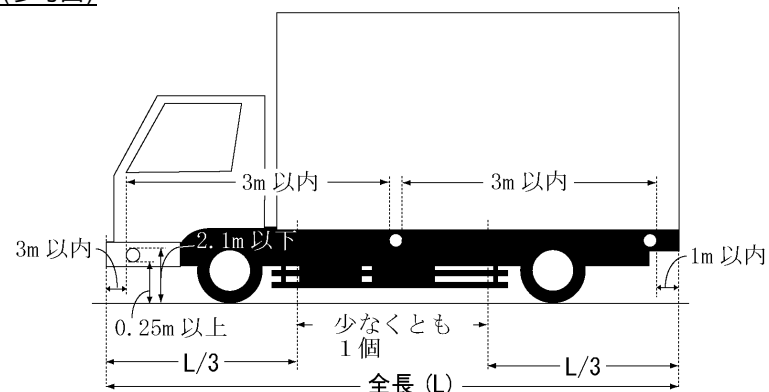
長さが6m以下の自動車の両側面に備える側方灯は、前部に備える場合にあつてはその照明部の最前縁と自動車の前端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯であつて、その自動車の構造上自動車の前端から3分の1以内に取り付けることができないものは、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように、また、後部に備える場合にあつてはその照明部の最後縁と自動車の後端までの距離が自動車の長さの3分の1以内(除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から3分の1以内に取り付

側方灯が、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以上となり、かつ、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以上となるように取り付けられていること。

長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものの照明部の最前縁は、自動車の前端から3m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその自動車の構造上自動車の前端から3m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の前端に近い位置)となるように取り付けられていること。

長さ6mを超える普通自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものの照明部の最後縁は、自動車の後端から1m以内(除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車に備える側方灯でその構造上自動車の後端から1m以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように取り付けられていること。

長さが6mを超える自動車  
(参考図)



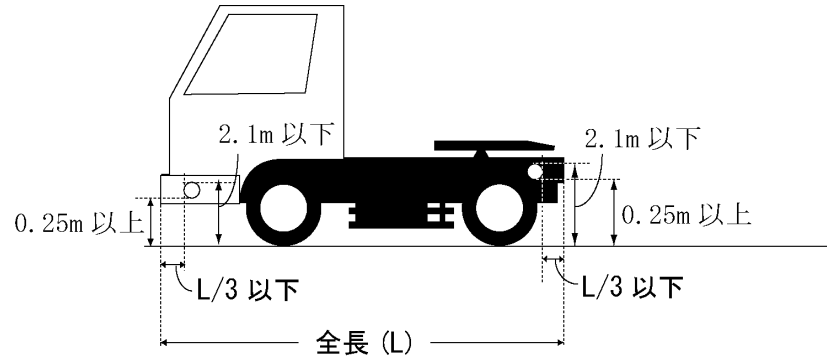
長さ6m以下の自動車に備える側方灯のうち最前部に取り付けられたものは、その照明部の最前縁が自動車の前端から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

けることができないものにあつては、取り付けることができる自動車の後端に近い位置)となるように前部又は後部に取り付けられていること。

長さが6m以下の自動車

(参考図) (略)

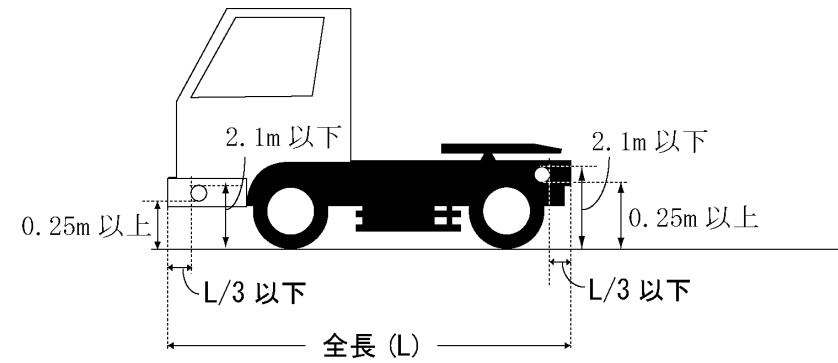
(参考図) (略)



長さが6m以下の自動車に備える側方灯のうち最後部に取り付けられたものは、その照明部の最後縁が自動車の後端から当該自動車の長さの3分の1以内となるように取り付けられていること。

長さが6m以下の自動車

(参考図) (略)



~ (略)

~ (略)

(2) (略)

5 - 67 側方反射器

5 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)

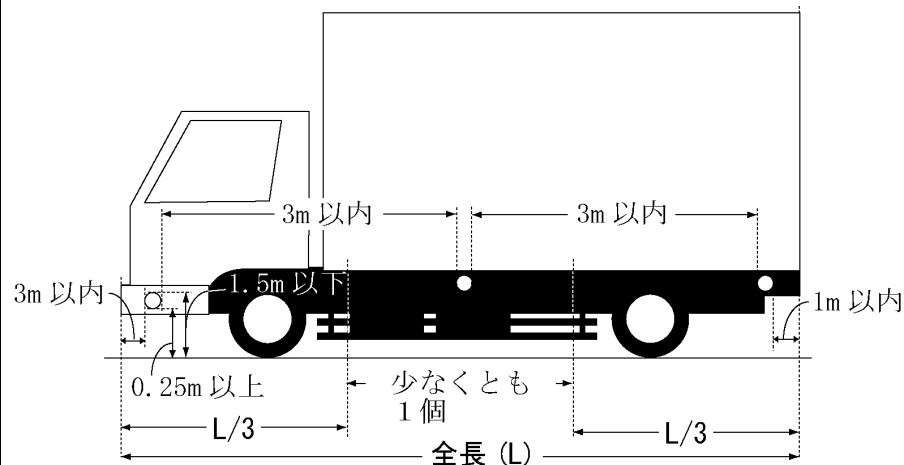
(略)

側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、5 - 66 - 3 (1) からまでの基準に準じたものであること。

ただし、5 - 66 - 3 (1) の基準は、専ら乗用の用に供する自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。)であって乗車定員 10 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車(三輪自動車及び被牽引自動車を除く。)であって車両総重量が 3.5 t 以下のもの並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車には適用しない。

長さが 6 m を超える自動車

(参考図)



(編注：前後の側方灯の内側が基点となる。)

(2) (略)

5 - 67 側方反射器

5 - 67 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 側方反射器は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。(保安基準第 35 条の 2 第 5 項関係)

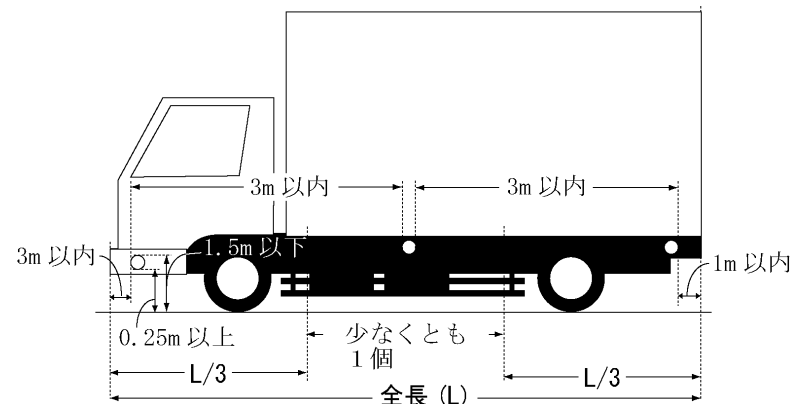
この場合において、側方反射器の反射部、個数及び取付位置の測定方法は、別添 9「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法」によるものとする。(細目告示第 48 条第 4 項関係、細目告示第 126 条第 7 項関係)

(略)

側方反射器の取付位置は、及び に規定するほか、5 - 66 - 3 (1) からまでの基準に準じたものであること。

長さが 6 m を超える自動車

(参考図)



(2) (略)

5 - 69 尾灯

5 - 69 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える尾灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える尾灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた尾灯に係る 4 - 69 - 2 (1) の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面に後部上側端灯又は旅客自動車運送事業用自動車の地上 2.5m を超える高さの位置に後方に表示するための灯火が備えられていないこと。

イ 自動車の後面の両側に備える尾灯が左右 2 個ずつであること。

ウ 後面の両側下部に尾灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m 以下 (大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2.1m 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

エ 後面の両側上部に尾灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える尾灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

(3) (略)

5 - 76 制動灯

5 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) 次のアからエまでの規定に適合する自動車に備える制動灯には、(1)の規定にかかわらず、(1)の基準は適用しない。

ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれらの自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動

(2) (略)

5 - 69 尾灯

5 - 69 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

(2) (略)

5 - 76 制動灯

5 - 76 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) (略)

車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車に備える制動灯を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた制動灯に係る 4 - 76 - 2 (1) の適用に当たって、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面に補助制動灯が備えられていないこと。

イ 自動車の後面の両側に制動灯が左右 2 個ずつであること。

ウ 後面の両側下部に制動灯を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m 以下 (大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては、地上 2.1m 以下) であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

エ 後面の両側上部に制動灯を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える制動灯の照明部の上縁との垂直方向の距離が 600mm 以上離れていること。

(3) (略)

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、ただし書の後退灯であっての規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。また、ただし書の後退灯であって、独立した操作装置により消灯させることができるものは、当該基準に適合するものとする。(保安基準第 40 条第 3 項関係、細目告示第 214 条第 3 項関係)

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。) にあっては、2 個、3 個又は 4 個

イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

、 (略)

後退灯は、変速装置 (被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置) を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にあるときのみ点灯する構造であること。また、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置 (被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置) を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にあるときのみ点灯する構造でなければならない。

ただし、5 - 78 - 3 (1) ただし書の規定により自動車の側面に備える後退灯に

(2) (略)

5 - 78 後退灯

5 - 78 - 3 取付要件 (視認等による審査)

(1) 後退灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。

ただし、ただし書の後退灯であっての規定に適合するものは、前段の規定に適合するものとする。(保安基準第 40 条第 3 項関係、細目告示第 214 条第 3 項関係)

自動車に備える後退灯の数は、次に掲げるものとする。

ア 長さが 6 m を超える自動車 (専ら乗用の用に供する自動車であって乗員定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に限る。) にあっては、2 個、3 個又は 4 個

イ ア以外の自動車にあっては、1 個又は 2 個

、 (略)

後退灯は、変速装置 (被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置) を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にある場合のみ点灯する構造であること。

ただし、アに掲げる自動車に備える後退灯であって、2 個を超えて備えるものについては、尾灯及び車幅灯が点灯し、変速装置 (被牽引自動車にあっては、その牽引自動車の変速装置) を後退の位置に操作しており、かつ、原動機が操作装置が始動の位置にある場合のみ点灯する構造でなければならない。

あっては、変速装置を後退の位置から前進の位置等に操作した状態において、自動車の速度が 10km/h に達するまでの間点灯し続けるものとすることができる。この場合において、後退灯は、独立した操作装置によって点灯した後退灯を消灯させることができる構造でなければならない。

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸（光学測定 の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して 15° 以内の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

～ （略）

(2) （略）

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）

(3) 次のアからウまでの規定に適合する自動車の後面に備える方向指示器には、(2)の規定にかかわらず、(2) 及び（被牽引自動車の後面の両側の上側に備える方向指示器に限る。）の基準は適用しない。ただし、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 t 以下の自動車並びにその形状がこれら自動車の形状に類する自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに車両総重量 750kg 以下の被牽引自動車の後面に備える方向指示器を除く。

この場合において、上縁の高さが地上 2.1m 以上となるように取り付けられた後面に備える方向指示器に係る 5 - 79 - 2 (1) の適用に当たっては、同規定中「上方 15°」とあるのは「上方 5°」と読み替えるものとする。

ア 自動車の後面の両側に備える方向指示器が左右 2 個ずつであること。

イ 後面の両側下部に方向指示器を備える自動車にあっては、照明部の上縁の高さが地上 1.5m 以下（大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあっては地上 2.3 m 以下、除雪及び土木作業その他特別な用途に使用される自動車にあっては地上 2.1m 以下）であり、かつ、照明部の最外縁が自動車の最外側から 400mm 以

大型特殊自動車（ポール・トレーラを除く。）及び小型特殊自動車以外の自動車に備える後退灯の照明部は、後退灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平面より上方 15° の平面及び下方 5° の平面並びに後退灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より後退灯の内側方向 45° の平面（後面の両側に後退灯が取り付けられている場合は、後退灯の内側方向 30° の平面）及び後退灯の外側方向 45° の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。

ただし、自動車の構造上、すべての位置から見通すことができるように取り付けられない場合にあっては、可能な限り見通すことができる位置に取り付けられていること。

また、後退灯を自動車の側面に取り付ける場合にあっては、その基準軸（光学測定 の角度範囲及び灯火等の取付のための基準方向として灯火等の製作者が定める灯火等の特性軸をいう。）が車両中心線を含む鉛直面と平行な当該灯火の取付部を含む鉛直面に対して 10±5° の傾斜で側方に水平に向いているものは前段の基準に適合するものとする。

～ （略）

(2) （略）

5 - 79 方向指示器

5 - 79 - 3 取付要件（視認等による審査）

(1)、(2) （略）



内となるようにそれぞれ取り付けられていること。

ウ 後面の両側上部に方向指示器を備える自動車にあっては、自動車の構造上、可能な限り最も高い位置に取り付けられており、かつ、その照明部の下縁と下側に備える方向指示器の照明部の上縁との垂直方向の距離が600mm以上離れていること。

(4) (略)

5 - 86 停止表示器材

5 - 86 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材又は同項の規定に基づく装置型式指定を受けた停止表示器材に準ずる性能を有する停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第222条第2項関係)

(3) (略)

5 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

5 - 98 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5 - 2 から 5 - 93 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連節バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係)

~ (略)

(2) (略)

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。以下「ワンマンバス」という。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、別添 10「ワンマンバスの構造要件」に定める基準に適合しなければならない。

(3) (略)

5 - 86 停止表示器材

5 - 86 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) (略)

(2) 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた停止表示器材と同一の構造を有し、その機能を損なうおそれのある損傷のない停止表示器材は、(1)の基準に適合するものとする。(細目告示第222条第2項関係)

(3) (略)

5 - 98 旅客自動車運送事業用自動車

5 - 98 - 1 性能要件（視認等による審査）

(1) 旅客自動車運送事業用自動車は、5 - 2 から 5 - 93 までの規定によるほか、旅客自動車運送事業の用に供するため必要な性能及び構造に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添 91「連接バスの構造要件」及び細目告示別添 92「2階建バスの構造要件」に定める基準並びに次の基準に適合しなければならない。(保安基準第50条関係、細目告示第233条第1項関係)

~ (略)

(2) (略)

(3) 乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車で車掌を乗務させないで運行することを目的とするもの(被牽引自動車を除く。)は、(1)及び(2)の規定によるほか、次の基準(路線を定めて定期に運行する乗車定員30人以上の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から までの基準、路線を定めて定期に運行する乗車定員29人以下の旅客自動車運送事業用自動車で立席定員のないものにあつては から まで及び の基準、路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車以外のものにあつては、 、 及び の基準)に適合しなければならない。(細目告示第233条第3項関係)

乗降口のとびらは、旅客が容易に開放することができない構造のものであり、かつ、ワンマンバスの乗降口のとびらにあつては非常のためにとびら付近に開放方法を明示したものであること。

乗降口のとびらは、運転者が運転者席において開閉できる構造のものであること。

乗降口のとびら(運転者席に近接した乗降口のとびらで運転者が直接に開閉の状

態を確認できるものを除く。)を閉じた後でなければ発車することができない構造のものであり、かつ、その開閉の状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えたものであること。この場合において、運転者席前縁から 200mm の位置を含み、車両中心面に直交する鉛直面より乗降口の開口部の前縁が後方にある乗降口は、運転者席に近接した乗降口に該当しないものとし、発車することができない構造の解除装置が運転者席において操作することのできるものは、この基準に適合しないものとする。

運転者が運転者席において踏み段に旅客がいることを乗降口(運転者席に近接した乗降口で運転者が直接に旅客の存在の有無を確認できるものを除く。)ごとに確認できる灯火その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において乗降口その他客室内の状況を見ることができる鏡その他の装置を備えたものであること。

運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置(放送する場合にマイクホンを手で保持する必要のないものに限る。)を備えたものであること。

客室には、旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を旅客の手近な位置に備えること。

(4) (略)

#### 5 - 103 最大積載量

(1) ~ (4) (略)

(5) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積〔タンクの容積が 1000 以下にあっては 10、タンクの容積が 1000 を超え 5000 以下にあっては 50 (末尾が 50 以上 100 未満の場合は 50 とする。)及びタンクの容積が 5000 を超えるものは 100 未満は切り捨てる(以下(6)及び(9)において同じ。)ものとする。〕に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値〔0.9 (真空ポンプ及び過流防止弁を用いて液状の積載物品をタンクに吸引する構造の物品積載装置にあっては、0.75) から 1.0 までの数値を乗ずることができる。〕を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。(6)から(9)までにおいて同じ。)として用いるものとする。

なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次により当該タンクの容積の近似計算により算出する(以下(6)、(7)及び(9)において同じ。)ものとする。(細目告示第 81 条第 2 項第 4 号関係、細目告示第 159 条第 2 項第 4 号関係)

(略)

(比重表 (例)) (略)

(6) ~ (11) (略)

(4) (略)

#### 5 - 103 最大積載量

(1) ~ (4) (略)

(5) 物品積載装置としてタンク類を使用する自動車(危険物を運搬するタンク自動車、高圧ガスを運搬するタンク自動車及び粉粒体物品輸送専用のタンク自動車を除く。)にあっては、タンクの容積(タンクの容積が 1000 以下にあっては 10、タンクの容積が 1000 を超え 5000 以下にあっては 50 (末尾が 50 以上 100 未満の場合は 50 とする。)及びタンクの容積が 5000 を超えるものは 100 未満は切り捨てる(以下(6)及び(9)において同じ。)ものとする。)に次表の積載物品名に対応する比重を乗じて得た数値(0.9 から 1.0 までの数値を乗ずることができる。)を積載物品の重量(10kg 未満は切り捨てるものとする。以下(6)から(9)までにおいて同じ。)として用いるものとする。

なお、容易にその容積を計算し難いタンクにあっては、次により当該タンクの容積の近似計算により算出する(以下(6)、(7)及び(9)において同じ。)ものとする。(細目告示第 237 条第 2 項第 4 号関係)

(略)

(比重表 (例)) (略)

(6) ~ (11) (略)

第8章 雑則

8 - 1 業務量統計システム

業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添 11「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。

別添 9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. (略)

2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1. ~2.2.2.2. (略)

2.2.2.3. 同一の機能を有する2個の独立した灯火器（車幅灯、前部上側端灯、尾灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器及び非常点滅表示灯に限る。）であって、2.2.1.1.の要件を満たすもの

2.2.2.4. ~2.4.1. (略)

2.4.1.1. 見通し要件の審査は、2.1.1.又は2.1.2.で規定する照明部であって、当該灯火器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。（次図参照）

第8章 雑則

8 - 1 業務量統計システム

業務量報告等については、国の協力を得つつ、別添 10「業務量統計システム報告要領」により報告するものとする。

別添 9 灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法

1. (略)

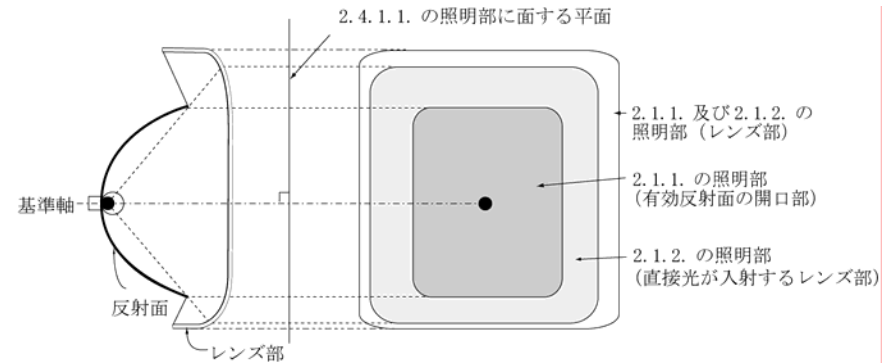
2. 照明部、個数、取付位置等の測定方法

2.1. ~2.2.2.2. (略)

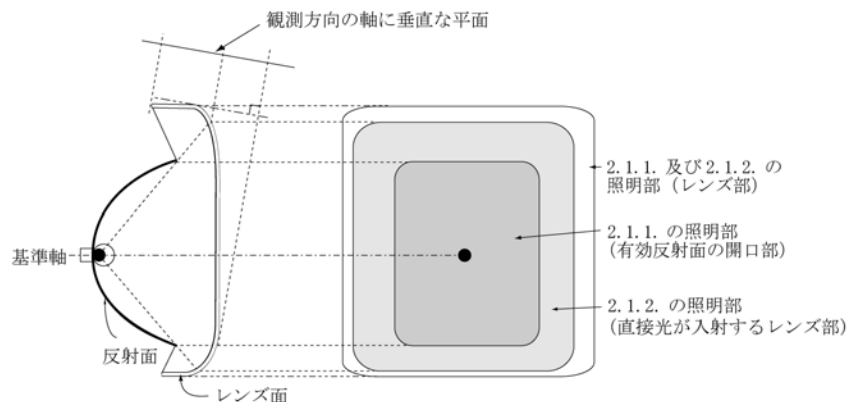
2.2.2.3. 同一の機能を有する2個の独立した灯火器（車幅灯、前部上側端灯、尾灯、後部上側端灯、制動灯、補助制動灯、方向指示器及び非常点滅表示灯に限る。）であって、2.3.1.1.の要件を満たすもの

2.2.2.4. ~2.4.1. (略)

2.4.1.1. 見通し要件の審査は、走行用前照灯、すれ違い用前照灯、前部雾灯、側方照射灯、後退灯、方向指示器、非常点滅表示灯及び制動灯の場合には、2.1.1.又は2.1.2.で規定する照明部であって、当該灯火器の基準軸に垂直な平面に面する部分について行うものとする。（次図参照）



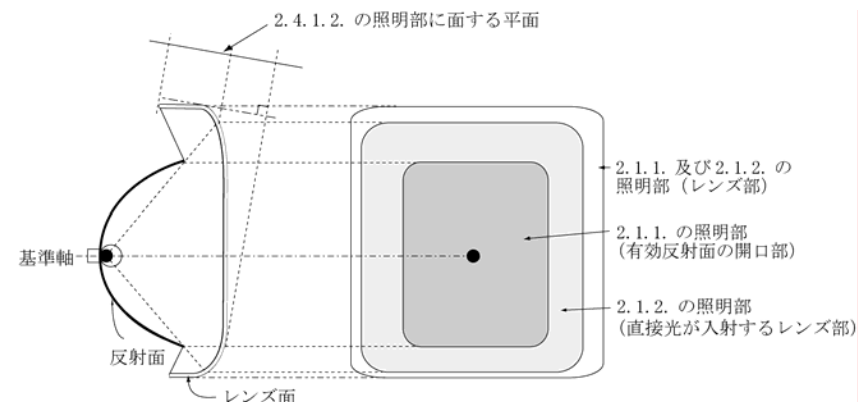
2.4.1.2. 見通し要件の審査は、補助制動灯、車幅灯、尾灯、後部雾灯、駐車灯、前部上側端灯、後部上側端灯及び側方灯の場合には、2.1.1.又は2.1.2.で規定する照明部であって、当該灯火器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。（次図参照）



2.4.1.2. 見通し要件の審査は、前部反射器、側方反射器及び後部反射器の場合には、2.1.4.で規定する反射部であって、当該反射器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。

2.4.2. ~2.4.2.1.2. (略)

2.4.2.1.3. 見通し要件の角度が45度を超える灯火等の審査にあたっては、2.4.2.1.1.の規定に係わらず、当該灯火等の照明部等の端部から、自動車の前後に取り付けられている灯火等にあつては車両中心面に対して垂直の方向に、自動車の側方に取り付けられている灯火等にあつては車両中心面に対して平行の方向に、それぞれ1m離れた位置に移動することができる。この場合において、2.4.2.1.2.の移動については、表2に掲げる「角度が45度を超える場合の観測者の移動量」によるものとする。また、内外方向の審査を行った位置から同時に上下方向の審査を行うときは、同表に掲げる「Zを審査する際の観測者の移動量」によるものとする。



2.4.1.3. 見通し要件の審査は、前部反射器、側方反射器及び後部反射器の場合には、2.1.3.で規定する反射部であつて、当該反射器の観測方向に垂直な平面に面する部分について行うものとする。

2.4.2. ~2.4.2.1.2. (略)

2.4.2.1.3. 見通し要件の角度が45度を超える灯火等の審査にあつては、2.4.2.1.1.の規定に係わらず、当該灯火等の照明部等の端部から、自動車の前後に取り付けられている灯火等にあつては車両中心面に対して垂直の方向に、自動車の側方に取り付けられている灯火等にあつては車両中心面に対して平行の方向に、それぞれ1m離れた位置に移動することができる。この場合において、2.4.2.1.2.の移動については、表1に掲げる「角度が45度を超える場合の観測者の移動量」によるものとする。

<例 6> (略)

<表 1>

見通し要件の 角度(度)	観測者の移動量 X ( c m )
5	10
10	20
15	30
20	40
25	50
30	60
35	80
40	90
45	100
50	120
55	150
60	180
65	220
70	280
75	380
80	570
85	1150

<例 6> (略)

<表 1>

見通し要件の 角度(度)	観測者の移動量 X ( c m )	角度が45度を超える場合の 観測者の移動量 Y ( c m )
5	10	
10	20	
15	30	
20	40	
25	50	
30	60	
35	80	
40	90	
45	100	
50	120	<u>80</u>
55	150	<u>70</u>
60	180	<u>50</u>
65	220	<u>40</u>
70	280	<u>30</u>
75	380	<u>20</u>
80	570	<u>10</u>
85	1150	<u>0</u>

<表 2>

見通し要件の 角度（度）	角度が45度を超え る場合の観測者の 移動量Y（cm）	移動量Yの位置から 同時に審査する見通 し要件の角度Z（度）	Zを審査する際の 観測者の移動量 （cm）
50	80	5	8
		15	23
		30	49
60	50	5	6
		15	16
		30	34
80	10	5	2
		15	5
		30	11

（参考）第4章及び第5章における灯火等の見通し要件の角度

灯火等		灯火等の見通し要件の角度（度）			
		上方	下方	外側	内側
後部反射器	被牽引自動車以外	10	10 5（1）	30	30
	被牽引自動車	15	15 5（1）	30	30
前部反射器		10	10 5（1）	30	30
側方反射器		10	10 5（1）	45（前方）	45（後方）

注1.～4.（略）

別添10 ワンマンバスの構造要件

1. 適用範囲

この構造要件は、乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車であって、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものに適用する。

2. 用語の定義

2.1. 「ワンマンバス」とは、乗車定員11人以上の旅客自動車運送事業用自動車であって、車掌を乗務させないで運行することを目的としたものをいう。

2.2. 「ホイールベース」とは、最遠軸距をいう。

（参考）第4章及び第5章における灯火等の見通し要件の角度

灯火等		灯火等の見通し要件の角度（度）			
		上方	下方	外側	内側
後部反射器	被牽引自動車以外	10	10 5（1）	30	30
	被牽引自動車	15	15 5（1）	30	30
側方反射器		10	10 5（1）	45（前方）	45（後方）

注1.～4.（略）

- 2.3. 「リヤ・オーバー・ハング」とは、最後部の車軸中心から車体後面までの部分をいう。
- 2.4. 「前扉」とは、運転者が運転者席において直接に扉の開閉の状態を確認できる位置に備えた乗降口の扉をいう。
- 2.5. 「後扉」とは、ホイールベース間又はリヤ・オーバー・ハングの側面に備えた乗降口の扉（前扉に該当するものを除く。）をいう。
3. 構造要件
- 3.1. 乗降口扉
- 3.1.1. 前扉には、車外が見通せるように窓を備えること。
- 3.1.2. 路線を定めて定期的に運行する乗車定員 30 人以上のワンマンバスのホイールベース間に備える後扉は、有効幅が 800mm 以上であること。
- 3.2. 乗降口の扉の開閉装置等  
乗降口の扉の開閉装置は、次の構造を有するものであること。
- 3.2.1. 乗降口の扉の開閉は、運転者が運転者席において操作できる構造(以下「自動式」という。)であること。
- 3.2.2. 後扉には、扉付近に開閉の予告ブザーその他の装置を備えること。
- 3.2.3. 乗降口「乗降口の開口部の前縁が運転者席の座席（前後に調節できるものにあつては、中間位置に調整した場合における当該座席）の前縁から奥行き方向に 200mm の位置を含み車両中心面に直交する鉛直面より前方にあるものを除く。3.2.3. ににおいて同じ。」の扉を閉じた後でなければ走行装置に動力を伝達することができない構造であること。
- 3.2.4. 乗降口の扉の開閉状態を運転者席の運転者に表示する灯火その他の装置を備えること。
- 3.2.5. 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスに備える乗降口（後扉に限る。）には、旅客の挟み込みを防止する安全装置を備えること。
- 3.3. 扉非常開放装置
- 3.3.1. 自動式の扉には、扉付近の車内外から手動で開放することができる扉非常開放装置を備えること。
- 3.3.2. 自動式の扉には、非常の際に旅客が扉を開放するための開放方法を表示すること。
- 3.4. 客室の安全確認装置
- 3.4.1. 運転者が運転者席において客室内の旅客の状況を確認することができる
- 3.4.1.1. 又は 3.4.1.2. に掲げる後写鏡を車室の前部窓上部付近に又はモニター装置を運転者席付近に備えること。
- 3.4.1.1. ワンマンバスに備える平面鏡は、有効寸法 130mm 以上×280mm 以上であること。ただし、路線を定めて定期的に運行する乗車定員 30 人以上のワンマンバス以外のワンマンバスにあつては、有効寸法約 90mm 以上×200mm 以上とすることができる。
- 3.4.1.2. 凸面鏡にあつては、有効寸法 155mm 以上×300mm 以上、曲率半径 1000mm 以上であること。
- 3.5. 後扉付近の旅客を確認する装置
- 3.5.1. 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの後扉には、後扉付近の旅客を運

転者が運転者席において確認できるように、3.5.1.1.に掲げる直接確認方式の装置及び3.5.1.2.に掲げる間接確認方式の装置を備えること。

#### 3.5.1.1. 直接確認方式の装置

3.5.1.1.1. 前部左窓上部付近の車室に有効寸法 130mm 以上×280mm 以上の平面鏡の後写鏡を、後扉上部の車室に有効寸法約 280mm、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡をそれぞれ備えること。ただし、後写鏡に替えて後扉付近の旅客を確認することができるモニター装置を運転者席付近に備えることができる。

3.5.1.1.2. 乗降口（後扉に限る。）の天井に、20W（乗車定員 29 人以下のワンマンバスにあっては 10W）以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

#### 3.5.1.2. 間接確認方式の装置

3.5.1.2.1. 乗降口（後扉に限る。3.5.1.2.1.において同じ。）は、次に掲げる場合に扉が開閉できない構造であること。

3.5.1.2.1.1. 階段を有する乗降口であって、当該階段上に旅客がいる場合

3.5.1.2.1.2. 階段を有しない乗降口であって、扉がスライド式（車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。）のときは、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行 120 mm における範囲の床面に旅客がいる場合

3.5.1.2.1.3. 階段を有しない乗降口であって、扉が折り畳み式のときは、乗降口の出入口付近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面に旅客がいる場合

3.5.1.2.2. 後扉の開閉機構は、速度が 5 km/h を超えた状態において作動しないこと。

#### 3.6. 後扉付近以外の階段等付近の旅客を確認する装置

細目告示別添 92「2 階建バスの構造要件」第 2 項に定める通路、客室を相互に連絡する通路及び乗降口から客室に至る通路に踏段又は階段（以下「階段等」という。）を有する場合にあっては、運転者席付近には、当該階段等の旅客の状況を確認するため、3.5.1.1.1.に規定する後写鏡又はモニター装置を備えること。ただし、運転者が当該階段等の状況を直接に又は 3.5.1.1.の直接確認方式の装置により確認できるワンマンバスにあってはこの限りでない。

#### 3.7. 車外安全確認装置

3.7.1. 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスには、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できる有効寸法 300mm 以上×143mm 以上、曲率半径 1000mm 以上の凸面鏡の後写鏡を備えること。

3.7.2 路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの乗降口（後扉に限る。）の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後 4 秒以上遅延して消灯する 20W（乗車定員 29 人以下のワンマンバスにあっては 10W）以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。

#### 3.8. 放送装置等

路線を定めて定期的に運行する乗車定員 30 人以上のワンマンバスには、運転者が運転者席において旅客に放送することができる装置（放送する場合にマイクロホンを手に保持する必要のないものに限る。）を備えること。

#### 3.9. 旅客降車合図用ブザー等

路線を定めて定期的に運行するワンマンバスの客室には、旅客が降車する際に容易



にその旨を運転者に通報するための降車合図用ブザー又は単打ベルを備え、その押しボタンを旅客の手近な位置に備えること。

3.10. 後輪巻込防止装置

ホイールベース間に乗降口を備える場合には、後輪巻込防止装置を備えること。この場合において、後輪巻込防止装置は、空車状態における下縁の取付高さが地上 300mm 以下となるように取り付けられていること。

別添 11 ( 8 - 1 関係 )

附 則 ( 平成 18 年 3 月 27 日検査法人規程第 18 号 )

この規程は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

別添 10 ( 8 - 1 関係 )